

上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例施行規則をここに
公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 3 号

上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例（令和 7 年上尾市条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(条例第 3 条の規則で定める開発行為)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める開発行為は、次に掲げる開発行為（特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 3 条第 3 項の規定により指定された特定都市河川流域における開発行為を除く。）とする。

- (1) 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業をいう。）の事業計画における雨水排水流出抑制施設の設置が完了している区域における開発行為
- (2) 開発行為又は住宅地造成事業（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）附則第 2 項の規定による廃止前の住宅地造成事業に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 6 0 号）第 2 条第 2 項に規定する住宅地造成事業をいう。）により調整池の設置が完了している区域における開発行為
- (3) 戸建住宅に係る開発行為

(その他)

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。